

どっこの暴力団は生きていた

暴走かわら版

平成25年 5月24日

No. 160

公益財団法人青森県暴力追放県民センター

暴力団等の不当要求断固拒否！

相談電話017-723-8930

暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅させるためには、その構成員を一人でも多く組織から離脱させるとともに、離脱希望者の社会復帰を促進することが必要です。

警察及び暴追センターは、関係行政機関や民間団体と連携を図り、全国に「社会復帰対策協議会」を設立して、組織を離脱した暴力団員の社会復帰を促進しています。

警察及び暴追センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員は、平成24年中は600人(前年比90人減)でした。

★暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

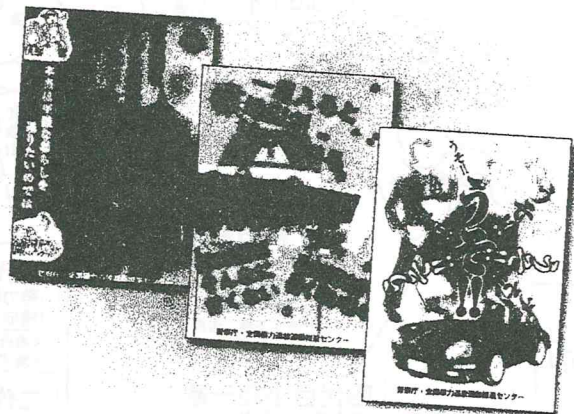
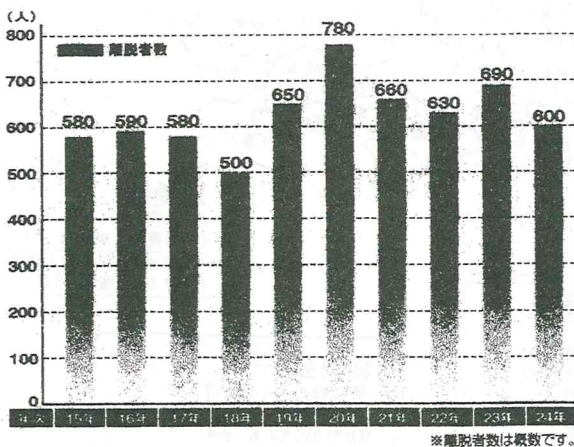
- 相談活動による個別の指導、助言
- 離脱のノウハウ



事例 就労支援

暴追センターが、元暴力団員から「刑務所を出所したが、行くところもなく野宿している状態である。助けて欲しい。」旨の相談を受理し、緊急宿泊施設を紹介した上、他県の暴追センターと連携して就労支援を行った。(京都、6月)

■組織離脱の状況



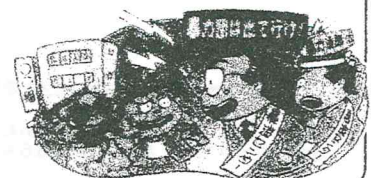
暴力団を相手方とする民事訴訟支援

全国各地で、暴力団組事務所の明渡しや使用差止めの請求訴訟、暴力団の違法行為による被害に係る損害賠償請求訴訟等、暴力団を相手方とした民事訴訟が提起されています。

警察では、暴追センターと連携しつつ積極的に民事訴訟支援を行っています。

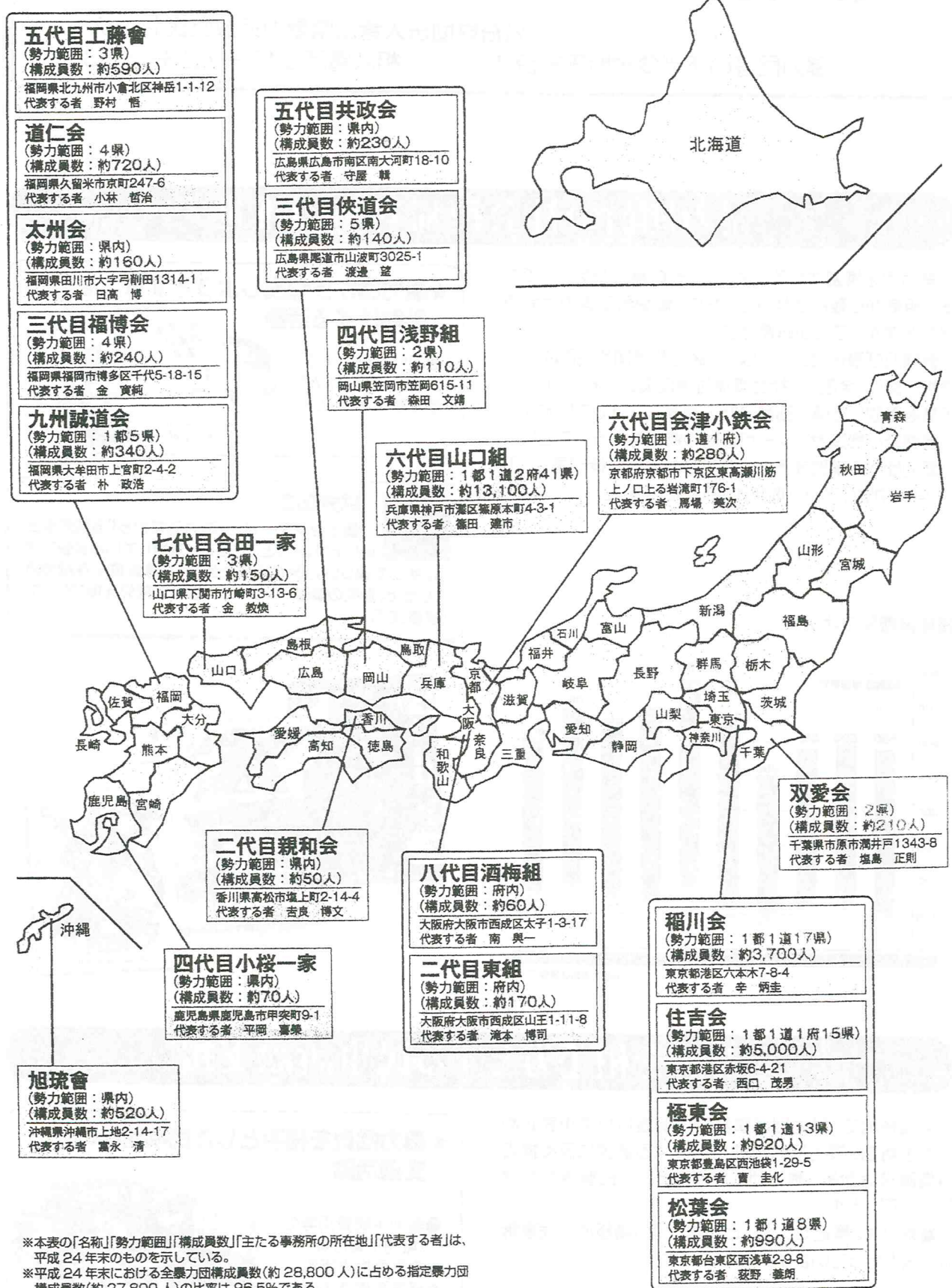
★暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

- 裁判手続費用等の無利子貸付等
- ※事務所撤去訴訟
- ※損害賠償請求訴訟



指定暴力団の指定状況

指定暴力団分布図(21団体)



※本表の「名称」「勢力範囲」「構成員数」「主たる事務所の所在地」「代表する者」は、平成24年末のものを示している。
 ※平成24年末における全暴力団構成員数(約28,800人)に占める指定暴力団構成員数(約27,800人)の比率は96.5%である。

暴力追放から版

No. 161

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

問題解決は毅然とした対応と早期相談

暴力団等に対する基本的対応要領

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。

市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人（一企業）で悩まず、警察や暴力追放運動推進センターや弁護士に早く相談することです。

大原則(対応の基本) 組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者だけに責任を押し付けることは最も避けるべきです。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

1 トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



2 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者を指定しておく、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておく、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。



3 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
 - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
 - 取引開始後反社会勢力と判明した場合、解約すること
- ★などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の連携

- ★警察や暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



有事の対応 (不当要求対応要領)

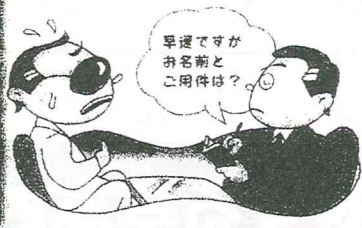
1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



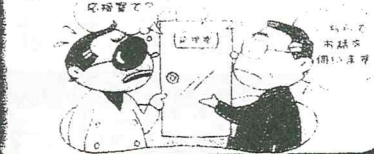
2 相手の確認と用件の確認

落ち着いた、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、対応者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られます。次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ。社長が会わない理由を言え」などと喰ってかかれます。



9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになります。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。

